

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第138号

引き続き『架空請求』にご注意ください！

実際には利用していないのに、「サービスを提供した」と称して代金を請求し、お金をだまし取るなど架空請求についての相談が後を絶ちません。メールやSMS、ハガキなどで、「有料サイト利用料」などといった名目で請求したり、「訴訟最終告知のお知らせ」で、裁判所に訴状が提出されたなどと不安にさせ、連絡するよう誘導するケースもあります。

【県内事例①】

スマートフォンに、SMSで心当たりがない未払金のメッセージが届いた。差出人は大手電話会社で、金額は不明だが未払いになっているので、早急に指定された番号に電話するよう指示があった。心配になって電話をしたが話し中でつながらなかったため、インターネットで電話番号を検索したら架空請求の番号とわかった。どう対処すればいいか。

(30代 女性)

【県内事例②】

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが届いた。「民事訴訟として裁判所に訴状が提出された。連絡なき場合、執行官立ち会いのもと、差し押さえ執行の対象となる場合があるので、早急に連絡するように」との記載があった。身に覚えがないので詐欺ではないかと思うが、どうしたらよいか。

(70代 女性)

アドバイス

1. 心当たりがない不審なメールやSMS、はがきが届いても反応せず、支払いを求められても無視してください。
2. メールアドレスや電話番号などの個人情報が知られてしまうので、決して連絡しないようにしましょう。
3. 実在する事業者名や弁護士名で請求が来た場合でも、メール内の番号に電話したりURLをクリックしたりせず、架空請求かどうかの判断がつかなくなったり不安に感じたりした場合には、まず消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999

